

4. 木造復元工事区(奥向)

4-1. 木造復元建物の範囲

木造によって近世建築の完全な復元を実現することは、建築史にとってのみでなく広く日本文化史上に大きな意義をもたらすものとして期待の大きいところであったが、現行の建築基準法等の諸法規の規制、復元資料（古絵図等）の状況、その他の各般の事情によって、奥向御殿の主要部と表向殿舎の一部を合せた約730m²を復元することとした。その棟別床面積は次の通りである。但し各棟の名称は必ずしも古絵図に示されていないので、本工事上便宜的に付した仮称である。

奥向	1. 御座之御間棟	(御座之御間、御寝之間、天光室、等)	248.064 (m ²)
	2. 奥座敷棟	(御客座敷、御座之間、等)	187.868
	3. 御亭	(二階座敷二室を含む)	83.756
	4. 局		100.027
	5. 高御廊下		25.226
表向	6. 御休息所棟	(座敷八畳と茶室「閑適軒」)	48.510
	7. 樂屋	(能舞台裏、八畳、六畳)	36.501
		計	729.952

4-2. 復元設計と起し絵図

木造復元建物の設計を可能にしたのは数葉の起し絵図が遺されていたことであった。この起し絵図は各座敷の床の間廻りについて縮尺二十分の一で正確に作図されたもので、明治初年の殿舎破却の直前に、記録のため実測作製されたものではないかと思われる。この起し絵図は御殿全部の床の間について作成されたものと考えられるが、そのほぼ半数は亡失し、奥向殿舎のものだけが遺存していた。奥向殿舎で床の間をもつ座敷は8室で、今回木造復元されたのはその中の6室を含む部分である。（表御殿を描いた絵図、図9）

表向殿舎の中で、奥向との接点にある御休息之間には茶室「閑適軒」があった。この茶室の詳細完全な起し絵図が別に遺されていた。これは最も珍重すべき資料であり、全体計画的にもこの部分は木造復元が適當と判断され、奥向と隣接して木造で復元した。

能舞台裏の樂屋については平面図以外の資料はなかったが、推定復元を試みた。

床の間廻りの起し絵図は、厚手の上質な和紙に墨で作図し、床柱、床框、落掛、棚板等の見えがかり寸法、材種名、仕上、また、床の間の天井高、間口、奥行等の寸法、壁仕上、などを要点をつかんだ簡単な書入れが加えられていた。これによって主要諸室の内部設計は高い確度で復元することができ、これから推定で、軒高をはじめ、主要構造部の矩計の設計が可能になった。しかし、起し絵図の表現範囲が床の間廻りに限られ、その書入れ説明がやや簡略に過ぎたことによって、もう一步、完全な復元に及び得なかつたのが惜しまれる。

表向御休息所の茶室「閑適軒」の起し絵図はきわめて精密入念に作られた優品で、この茶室に対する藩主の心入れまでが伝わるような感があった。これには天井も詳細に描かれると共に、壁には内外両面が表現され、窓の格子までていねいに切り抜きが施されていた。縮尺も4寸=6尺の、1/15と、他のものと違っていた。

茶室の起し絵図には他にも二三の注目すべきものが遺されているが、部分的な散佚もあり、その建築位置や年代等も不分明で、今後の詳しい検討に期待したい。（表御殿を描いた絵図、図12）

4-3. 復元と構造上の諸問題

今回の木造復元の目的は、できる限り正しく近世大名の住居を再現し、建築史を中心として日本文化史を検討する重要な資料として世に示すことであり、それが同時に歴史博物館としての本館の展示物でもあることに独特な意味をもたらすものとして期待された。

しかし、歴史的に意義深い建物の復元に際しても、法規上は建物の新築工事であり、建築基準法その他の関係諸法規の適用を受けることになり、そこから復元上の障害が発生してくる。

第一は建築機能上の問題で、耐火構造の博物館本館（外観復元建物）と連続した博物館の一部として機能させようすると、構造を木造とすることは不可となり、木造復元は不能である。やむを得ず、これを博物館から切り離して、建築的な用途は展示物、すなわち原寸大模型として扱われることになる。

第二に、展示物としても、建築の形態をなす以上、構造上の耐震耐風等の安全性が要求される。その構造基準に適合するには、コンクリート布基礎に土台をアンカーボルトで緊結し、また所要の耐力壁を設けなければならない。そのほかにも現代の建築に用いられる補強金物の使用などもあり、近世建築の構造手法そのままでは建てられないことになっている。壁面に筋違を入れて耐力壁とする手法は近世以前にはなかったものである。

これらの障害のうち、前者は実際の運営上の工夫で博物館の文化使命に役立てることは可能であるから、基本的に重大な問題と考えなくてもよいが、後者の構造規定の問題は深い考察が必要であろう。現行の建築法規上の構造上の安全性に対する考え方と、近世以前のそれとは、実際の安全性とは別な理念の相違があり、その間の合理的な調整は未だ解決されていない。今回の工事では、見えがくれの部分で現行法規への実質的対応に努め、見えがかり部分には近世的手法を用いて復元を行う方針を採った。

4-4. 基礎工事

地下遺構保全のための基礎工事の方式は、外観復元の場合と同じである。すなわち、遺構全面を山砂で厚く覆って埋め戻し（厚さ20～40cm）、その上に鉄筋コンクリートの耐圧盤（ベタ基礎）を打設し、その上に所要の布基礎（鉄筋コンクリート）を立ち上げ、アンカーボルトで土台を碇着した。（図12）

近世建築の基礎工事は、柱下の根石に主应力を持たせる方式と、切石を敷き並べて土台を置く方式とがあり、その両者が混用される場合もある。遺構調査でもそれらの概要は明らかとなっているが、根石など礎石の多くは抜きとられていた。

復元に当っては、見えがかりの礎石を近世的手法で新設し、通り一筋奥に入った、外観上支障のない位置に鉄筋コンクリート布基礎を設けた。それが不可能な部位では、地表面下に布基礎を打設して礎石をその上に据えるか、コンクリート面に花崗岩の板状切石を見えがかりに貼って布石状に仕上げた。

自然石の礎石類は、滋賀県内の産出品を使用した。

4-5. 木工事

木材の材種については、起し絵図に記載のあるものはそれに従ったが、その記載はごく限られた範囲でしかなく、大部分は推定に従わざるを得なかった。

近世住居建築の使用木材樹種は、建物の格の高低、地域、時代、居住者好みなどによって非常に種類が多くその使い分けを論理的に類型化することは難しい。今回の復元建物は現存する類似の遺構例に乏しく、武家住居以外の寺院客殿、富商の住居、豪農の居館等をも含めた広い範囲にも参考例を求めて、用材樹種の選定を行った。近世住居建築では一座敷、または一棟ごとに、主要な柱の樹種が選ばれ、それに従って長押、鴨居、天井廻縁などの造作材が決定する慣例がある。その主用樹種は、大名貴族などの居館のハレの座敷では桧にほぼ限られているが、日常的居室では一定せず、杉、梅、松などが使用されることが多い。それらによって天井、壁、建具等の

材料の選択が多様化し、さまざまの意匠表現の変化が生ずることになる。

本工事で用いた主要樹種は次の通りである。

御座之御間棟 柱、長押、鴨居、敷居、主要化粧材を桧とする。天井廻りは杉。

奥座敷棟 柱、長押は梅、敷居、疊寄は梅、他は杉。

御亭 柱、その他、杉、敷居、疊寄は松。

局 同上、但し等級は下級。

高御廊下 柱、床板は桧、雜作材は杉及び梅。

御休息所棟 柱、その他、梅。天井廻りのみ杉。茶室は杉及び松。

以上繁を避けて略記したが、大略は各棟の用途に応じた格式の差を考慮し、桧、梅、杉、と主材を使い分けることにした。

天井板は杉を用いたが、近世期の好みに見合う適材の入手は現代では困難で、一部はやむを得ず化粧合板を使用した。

土台はすべて桧材とした。小屋梁、桁材は松、一部化粧桁に桧を用いた。その他見えがくれの構造材には杉、松、檜、を適宜使用した。なお、使用木材はすべて国産材である。

工法は、仕口、継手等に近世的手法を用いるように努めた。それには設計図と仕様書による指示では不十分で伝統工法に習熟した大工の技術的能力に依存する場合が多い。本工事では文化財修理工事の経験者を集めることができて、高度な復元が実施できた。

構造金物は、見えがくれ部分ではボルト、洋釘等の現代工法に従わざるを得なかつたが、見えがかりの化粧釘は近世和釘を復元製作して使用した。附属外構工事の門扉支持金物等も復元製品を特註して使用した。

4-6. 壁工事と建具工事

壁仕上は起し絵図の記載に従って、次の4種を使い分けた。

- (1) 張附壁
- (2) 鑄壁
- (3) 西圓寺壁
- (4) 白漆喰壁

この中で西圓寺壁は他に例のない名称で、当初その内容が不明であったが、工期中に古文書から詳細な資料が発見されて工事が実施されるという幸運があった。以下に要点を摘記する。

淡海木間櫻（湖東、湖北の地誌、天明年間頃の記述か）

○坂田郡西圓寺（現在の近江町西圓寺）の項の一部

「名産 壁土、此土国人屋宅を造る時の状麗を飾るに此土を以て壁を塗るに、其色赤にして甚だよし。攝州浪華より来れる壁土より猶勝れり。」

また、別の古文書に、楳御殿御茶所出来目帳（文化11年）という史料があり、壁に西圓寺土の使用の詳細が記されていた。地方特産で、しかも京都や大阪で珍重される大坂土よりも美しい赤色であるところから、藩主の居館に重く用いられていた様子が明らかである。本工事では、現地からそれと覚しい土を採掘して試験的に仕上げを実施して色調、光沢等を調査した。しかし現在では採掘量が十分確保できる見通しがないために、一部の試用にとどめ、大部分はベンガラ等の顔料によって色調と質感を合成して模造した。

左官工事は全面的に近世的工法を用いて施工した。下地竹小舞の材料と手法をはじめとして、壁土、荔、その

他、復元的手法を可能な限り用いて施工を実施した。

張附壁は最も格式の高い壁仕上で、部屋の格式により、全面張附壁、長押下を張附壁、小屋は塗壁、また、床の間と床脇の内部だけを張附壁とするなど、何段階かの使い分けがなされている。その上張りの仕上面には、壁画が描かれていたものと考えられるが、それを復元することは資料の欠陥から不可能であった。将来、小下絵などの資料が発見される可能性も考えられなくはないが、それでも復元は困難であろう。しかし、白張りのままで霧廻気的に復元に遠いものとなることの不満が大きいので、木版刷りの唐紙を使用して近世座敷の気分に近い表現を試みた。図案と色調はそれぞれの部屋の性格を考慮して選定した。張附壁と並ぶ襖にも同じ唐紙を用いて近世的表現を意図した。

張附壁下地の仕様は次の通りである。

下地骨（木摺、桧材）に防腐・防虫剤を塗布し、乾燥後、骨縛り、裏貼2回、裏縛り、袋貼2回。なお、張附壁の周囲は黒塗の四分の一で押える手法である。

建具は、襖、紙障子、板戸（杉戸、舞良戸、雨戸）の各種で、使用木材は杉と桧である。襖の框は塗縁とし、主に呂色漆仕上とした。襖の引手は部屋毎の格と性格を考慮してその形状、仕様を変えた。

紙障子は座敷の性格によって框を素木と黒塗とに使い分けた。塗框の下地材は桧材を用いた。

雨戸は一筋の引戸と突上げ窓の二種である。ほかに茶室用の掛戸がある。材はすべて杉とした。舞良戸と杉戸は框材を桧とし漆塗（黒）とした。杉戸には絵が描かれていたか否か不明であり、無地とした。

紙障子の紙は、美濃産純楮紙を使用した。

4-7. 木部塗装工事

近世建築では、塗装を施さない素木造りと、着色塗装する色付仕上とがあった。表御殿の各棟についても、素木と色付けとが混用されていたと考えられるが、その使い分けの正確な実態は明らかでない。本工事では、桧を主材とする建物は素木、杉、桐を主材とする建物は色付けと大筋で区別し、素木の部分も古色を着けることとして全体の調和を計った。しかし、近世の色付技法については不分明な点が多く、十分な復元が得られなかった。

実施された塗装は、松煙、ベンガラ、アンバー粉各色、それらを適宜混合して水溶きし、刷毛塗りして拭きとることを数回くり返し、色調を見て、柿渋を塗り、藁と布を用いて磨き仕上げる方法に依った。門、扉等の外構施設の木部には、耐候性を考慮して、油性合成塗料（サドリン、関西ペイント製）を使用した。

床框、床脇棚板等には漆塗を施した。床框の漆塗は起し絵図により、黒塗と春慶塗の二種類が用いられていたが、春慶塗は仕様が多種に分かれ、色調が不明だったので、精製漆による拭漆仕上を以て春慶塗に代えた。

4-8. その他

内装工事のうち、畳の縁については、座敷の格、床の間、廊下、入側、茶室等のそれぞれの使用目的に応じて紋の有無、色、材質等を選定した。

飾金物は襖の引手と釘隠しが主要なものである。その形状図案は、一般的に使用される六葉形の釘隠しの他に多種多様のものが使用されたと考えられるが、それを特定すべき資料は見当らず、推定的に文様形状を定めて新製した。材質は銅を主材とし、黒漆塗と金箔置きで仕上げた。

屋根は外観復元棟と同じく、瓦葺と柿葺（銅板）とに葺き分け、鬼板等も同様の図様、形状によった。

御休息所の濡縁下の真赤な叩き仕上の犬走りは、遺構発掘時に話題となつた珍しいもので、材料分析の結果に従ってベンガラ入りの三和土で復元した。